

## あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店等営業業者 選定公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店等設置に係る県有財産の貸付けにあたり営業業者を選定するため、下記により企画提案書の提出を招請する。

令和2年1月22日

あいち小児保健医療総合センター長 服部 義

### 1 件名

#### (1) 名称

あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店等営業業者(県有財産賃借人)選定

#### (2) 施設の名称、所在、貸付期間、貸付箇所、用途及び面積

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 施設名称 | あいち小児保健医療総合センター               |
| 所在   | 大府市森岡町七丁目426番地                |
| 貸付期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで         |
| 貸付箇所 | 救急棟1階・本館地下1階・本館1階の一部(別紙図面)    |
| 用途   | レストラン・職員食堂・売店・食品自動販売機・物品自動販売機 |
| 面積   | 353.65 m <sup>2</sup>         |

#### (3) 業者選定及び契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、県有財産賃貸借契約を締結する。

### 2 趣旨

あいち小児保健医療総合センター利用者へのサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るため、レストラン、職員食堂及び売店等設置を目的として、その営業業者に対し、上記 1(2)の県有財産を貸し付ける。

### 3 参加資格要件

参加資格は下記の条件を全て満たす法人とする。なお、応募した出店事業者が契約し売店及び食堂を一括で運営することとします。(※コンビニエンスストアのフランチャイザー(本部)による応募は不可とする。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け
- (3) 愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込の日において、愛知県病院事業庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日以降現在までに国内の 200 床以上の病院で、レストラン、職員食堂及び売店等を 3 年以上運営した実績を有する者であること。
- (6) 愛知県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 4 実施要領の配布等

実施要領は、あいち小児保健医療総合センターのホームページからダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合は次により配布する。

##### (1) 配布場所

「12 問い合わせ先」に同じ。

##### (2) 配布期間

令和2年1月22日(水)から令和2年2月4日(火)午後4時まで

#### 5 現地見学会

##### (1) 集合日時及び場所

令和2年1月28日(火)

集合時間及び場所は、参加者へ通知する。

#### 6 質問及び回答

##### (1) 質問方法

質問については、メール、ファクシミリによる。

メールアドレス:kiyomi\_ii@sk00106.achmc.pref.aichi.jp

FAX 0562-43-0502

##### (2) 受付期間

令和2年1月22日(水)から令和2年1月30日(木)午後4時まで

##### (3) 回答日時、方法

令和2年2月7日(金)午後4時までにメール、ファクシミリにより全参加表明事業者に行う。

#### 7 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

##### (1) 提出書類

ア 参加表明書

イ 受託実績表

(2) 提出期限

上記(1)を、令和2年2月4日(火)午後4時まで(郵送可必着)

(3) 提出場所

「12 問い合わせ先」に同じ。

8 企画提案書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 誓約書

ウ 県有財産賃借料の提案

(2) 提出期間

令和2年2月14日(金)午後4時まで

(3) 提出場所

「12 問い合わせ先」に同じ。

(4) 提出方法

提出期間内に、上記提出場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。

(5) 提出部数

正本として1部 副本として10部

9 企画提案書の審査方法

審査は、あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店等設置業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとにして、あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店設置営業業者選定評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき、審査を行う。

10 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成、プレゼンテーション等にかかる費用は提出者の負担とする。

11 選定

あいち小児保健医療総合センターは、総合得点の一番高かった業者を優先して交渉を行い、県有財産の賃貸借契約を結ぶ。

ただし、総合得点の一番高かった業者との交渉が不調となった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

## 12 問い合わせ先

あいち小児保健医療総合センター 事務部事業グループ(栄養担当 伊井)

愛知県大府市森岡町七丁目 426 番地 (郵便番号 474-8710)

電話0562-43-0500 内線3416

FAX0562-43-0502

メールアドレス :kiyomi\_ji@sk00106.achmc.pref.aichi.jp

ただし、日曜日、月曜日、祝日除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## 13 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 本プロポーザルにおいて係る費用の負担

全て応募者の負担とする。

(3) 応募書類の取り扱い

返却しない。本プロポーザルの手続き以外には使用しない。ただし、県条例に基づく情報公開請求手続きの結果、公開されることがある。